次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］	［同上］
サラフジ株式会社 / 群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場三千五百八十五番地の六 / 機械加工、工場板金	［項を加える。］
株式会社達石工務店 / 岐阜県岐阜市茜町百十三番地 / 建築大工	［項を加える。］
株式会社共和総合仮設 / 福岡県福岡市博多区西月隈三丁目四番三号 / とび	［項を加える。］
株式会社大分シャーリング / 大分県大分市青崎一丁目七番四号 / 鉄工	［項を加える。］
有限会社狩俣組 / 沖縄県浦添市字経塚八百十一番地の九十四 / とび	［項を加える。］
株式会社一晏建設 / 沖縄県豊見城市字上田五百四十三―三セ ンチュリ二十一（Ⅰ）百三 / 型枠施工	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第五百二十二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十八年四月四日法務省告示第百七十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月十三日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］	［同上］
株式会社村上工業 / 静岡県浜松市東区豊西町五百七十七番地 / 型枠施工	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	